



52-11111 (内線339・317)

## 物品・役務の入札参加資格申請 (継続申請)の 受注者操作説明会

物品・役務の平成22・23年度入札参加資格申請の受付を平成22年1月4日(月)よりあいち電子調達共同システム(物品等)にて開始します。

これに伴い、平成20・21年度入札参加資格名簿登録業者を対象に、継続申請にかかる受注者操作説明会が開催されますので、ぜひご参加ください。

とき 11月30日(月)

・午前の部 午前10時～11時30分  
・午後の部 午後2時～3時30分  
ところ 岡崎市民会館(岡崎市

六供町字出崎15番地1)  
対象 あいち電子調達共同シス

テム(物品等)にて、平成20・21年度の入札参加資格名簿に登録がある方

問合せ先

囲契約検査グループ

## 地上デジタル放送 簡易チューナー 給付などの 支援



総務省では、経済的な理由などで地上アナログ放送から地上デジタル放送に移行することが難しい世帯に対する支援を現在行っています。

支援対象世帯

・生活保護世帯などの公的扶助受給世帯  
・市民税非課税の障がい者のいる世帯  
・社会福祉事業施設入所者の方々にNHKの受信料の全額免除を受けている世帯

※すでに地上デジタル放送を視聴されている世帯は対象外です。(共同受信施設などで平成21年4月以降に工事が行われた場合には支援の対象となる場合があります)

支援内容 現在お持ちのアナログテレビに取り付ける「簡易なチューナー」の無償給付

※アンテナ改修などが必要な場合にはその支援も行います。

### 注意点

・支援の申し込みにはNHKと受信契約を結び、全額免除の適用を受けることが必要です。支援は現物支給です。ご自身で購入されたチューナーやアンテナ改修などの費用を清算することはできません。

※申込書はいきいき広場窓口、NHK窓口にあります。

問合せ先

地上デジタル放送受信のための支援について  
総務省地デジチューナー支援実施センター

☎0570-033840  
FAX044-966-8719  
NHKとの受信契約、受信料免除について

NHK視聴者コールセンター  
☎0570-000588  
FAX044-888-4340

独立行政法人中小企業基盤整備機構より  
小規模企業共済制度  
経営セーフティネット共済

◆小規模企業共済制度  
小規模企業共済制度は、個人事業主または会社などの役員の方が事業をやめたり退職されたりした場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあ

らかじめ準備しておく国が作った共済制度で、いわば「小規模企業の経営者のための退職金制度」といえます。  
この制度の特徴は、掛金は全額所得控除。受け取る共済金も退職所得扱いまたは公的年金などの雑所得扱いとなります。  
詳しい内容や加入申込は、商工会、商工会議所、青色申告会、金融機関の本支店の窓口で取り扱っています。

制度の運営は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が行っています。

◆経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)  
経営セーフティ共済は、取引先の突然の倒産が原因で経営悪化の危機に直面してしまったときに資金を借入れることができる制度で、中小企業を守るために国がつくった共済制度です。  
無担保・無保証人で、積み立て掛け金の10倍の範囲内(最高3,200万円)で被害額相当の共済金が借入れ可能です。毎月の掛金も税法上、必要経費または損金に算入できます。

詳しい内容や加入申込は、商工会、商工会議所、金融機関の本支店の窓口で取り扱っています。

制度の運営は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が行っています。

労働者(アルバイトを含む)を一人でも雇っている事業主は労働保険(労災保険・雇用保険)に加入する義務があります。労働保険は、労働者の方々が不慮の業務上災害・通勤災害を被った場合、失業した場合、高齢者で賃金が低下した状態で継続して働いている場合、育児休業および介護休業の場合、自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に給付を受けることができます。

また、事業主の皆さんにも各種助成金の対象となる制度です。労働保険の諸手続きについては、労働保険事務組合や社会保険労務士を活用することもできます。また、加入手続きをとられていない事業主のみなさんは、今すぐ加入手続きをお願いします。

問合せ先  
刈谷公共職業安定所  
☎21-50097  
刈谷労働基準監督署  
☎21-48805

労働者(アルバイトを含む)を一人でも雇っている事業主は労働保険(労災保険・雇用保険)に加入する義務があります。労働保険は、労働者の方々が不慮の業務上災害・通勤災害を被った場合、失業した場合、高齢者で賃金が低下した状態で継続して働いている場合、育児休業および介護休業の場合、自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に給付を受けることができます。

また、事業主の皆さんにも各種助成金の対象となる制度です。労働保険の諸手続きについては、労働保険事務組合や社会保険労務士を活用することもできます。また、加入手続きをとられていない事業主のみなさんは、今すぐ加入手続きをお願いします。

問合せ先  
刈谷公共職業安定所  
☎21-50097  
刈谷労働基準監督署  
☎21-48805